

福山・笠岡地区
石油コンビナート等防災計画

令和8年3月

広島県及び岡山県石油コンビナート等

防災本部協議会

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 基本方針	1
第3節 特別防災区域の範囲	2
第4節 特別防災区域の現況	2
第5節 防災関係機関及び特定事業者等の事務又は業務の大綱	11
第2章 災害基本想定	16
第3章 防災組織	24
第1節 防災本部	24
第2節 防災本部協議会	25
第3節 現地本部の設置	26
第4節 防災関係機関及び特定事業所の組織及び動員計画	27
第5節 相互応援協力体制の確立	50
第6節 石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置	52
第4章 災害予防計画	53
第1節 特定事業所の災害予防	53
第2節 関係行政機関の立入検査監督指導の強化	55
第3節 自然災害による二次的災害の予防	56
第4節 航空機事故による災害防止	56
第5節 防災施設・資機材等の整備	56
第6節 防災教育及び訓練	58
第7節 調査研究	60
第5章 災害情報計画	61
第1節 情報の収集及び伝達	61
第2節 災害広報	69
第6章 災害応急対策計画	70
第1節 自衛防災組織及び共同防災組織の活動の基準	70
第2節 災害防御活動	70
第3節 防災資機材等の調達・輸送対策	74
第4節 避難対策及び警戒区域の設定	74
第5節 救助・救急対策	77
第6節 医療救護対策	77

第7節	警備・交通対策	78
第8節	通信確保対策	79
第9節	電力応急対策	81
第10節	応援要請	81
第11節	自衛隊の災害派遣要請	82
第7章	南海トラフ地震防災対策推進計画	84
第1節	南海トラフ地震防災対策推進計画の目的	84
第2節	南海トラフ地震の被害想定	84
第3節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	85
第4節	防災本部における現地本部の設置等	85
第5節	地震発生時の応急対策	86
第6節	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	88
第7節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	88
第8節	防災訓練計画	89
第9節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	89
第8章	災害復旧計画	90
第1節	災害原因調査	90
第2節	改善計画	90
第3節	公共施設の災害復旧計画	90

用語の定義

石 災 法：石油コンビナート等災害防止法

特別防災区域：石油コンビナート等特別防災区域

防 災 本 部：広島県又は岡山県の石油コンビナート等防災本部

防災関係機関：広島県及び岡山県、関係特定地方行政機関、福山市及び笠岡市、関係市町村、関係公共機関、公共的団体及び特定事業者、その他防災上必要な施設の管理者等の関係機関

関係事業所：第一種事業所、第二種事業所及び特別防災区域内のその他事業所